

## 長野県福祉のまちづくり条例 特定施設一覧表

### 1 建築物

区分	用途	範囲
(1) 官公庁施設	国、地方公共団体の事務所	全施設
(2) 社会福祉施設	身体障害者社会参加支援施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、児童福祉施設、保護施設（生活保護法）、婦人保健施設、母子・父子福祉施設、母子健康センター、授産施設（社会福祉事業法）、隣保館等	全施設
(3) 医療施設	病院、診療所（病室を有するものに限る）	全施設
(4) 教育施設	学校、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設、職業訓練施設、これらに類する訓練又は養成を目的とする施設	全施設
(5) 文化施設	図書館、博物館、博物館に類する施設	全施設
(6) 公共の交通機関の施設	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場を構成する施設で、旅客の乗降、待合いの用に供するもの	全施設
(7) 宿泊施設	旅館業（旅館、ホテル、簡易宿所）の施設	1,000㎡以上のもの
(8) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場、遊技場	500㎡以上のもの
(9) 店舗	金融機関・証券業・ガス事業・電気事業・電気通信事業を営む店舗	全施設
	物品販売業・サービス業を営む店舗、飲食店	500㎡以上のもの
	理容所、美容所	100㎡以上のもの
(10) その他	集会場、公会堂	全施設
	展示場	1,000㎡以上のもの
	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、その他スポーツ施設（練習場を含む）	
	公衆浴場	300㎡以上のもの
	自動車車庫（一般公共の用に供するもの。機械式駐車施設のみを用いるものを除く。）	駐車のに供する面積が500㎡以上のもの
	公衆便所	便房数が3以上のもの
	火葬場	全施設
	公共的団体の事務所	全施設
共同住宅	51戸以上のもの	
(11) 複合施設の供用部分	上記の用途（教育施設の用途及び共同住宅を除く。）のうち2以上の異なる用途に供する部分が存する建築物で、2,000㎡以上のものの共用部分	全施設

### 2 道路等

区分	用途	範囲
(1) 道路	国道、県道、市町村道（自動車専用ものを除く。）	全施設
(2) 公園	都市公園	全施設
	遊園地、動物園、植物園	全施設
(3) 路外駐車場	路外駐車場（一般公共の用に供するもの。機械式駐車施設のみを用いるものを除く。）	駐車のに供する面積が500㎡以上のもの